

# 補助申請における注意事項

## 補助の要件等について

### 補助申請できる方

- ・新居浜市内に在住の方
- ・申請時において満65歳である方
- ・市税(住民税、固定資産税、軽自動車税)等を滞納していない方
- ・過去に同一の補助金交付を受けていない方(1人につき1台限り)

### 補助対象自転車

- ・新品の電動アシスト自転車
- ・市内の自転車販売事業者から購入したもの
- ・補助申請時から起算して3か月以内に購入したもの
- ・防犯登録と自転車安全整備を受け、TSマークを貼ってあるもの
- ・申請者が自ら使用するもの

### 補助内容

- ・消費税及び地方消費税を含む本体購入費用の3分の1以内(千円未満の端数切り捨て)
- ・上限額1万円、ただし免許返納者(返納後6か月以内の申請)は上限額2万円
- ・先着順で予算の範囲内での交付

### その他

- ・自転車は適正な管理を行い、購入後3年間は市長の承認を受けずに目的外の使用、売却、譲渡、交換、廃棄、貸し付け、担保に供してはいけません。
- ・市は必要に応じて、自転車の使用状況等について確認、調査ができます。
- ・不正等があった場合には、補助金の交付決定の取り消しや返還を命ずることができます。

## 申請手続き等について

### 受付期間

4月1日～3月31日(土日・祝祭日は除く)

- ※自転車購入後3か月以内か、3月末日のいずれか早い日までに申請書を提出
- ※免許返納者については、運転免許を自主返納してから6か月以内に申請書を提出
- ※交付決定を受けて30日以内か、3月末日のいずれか早い日までに請求書を提出

### 受付方法

執務時間内(8:30～17:15)に、カーボンニュートラル推進室窓口へ提出

- ※郵送による提出の場合は、カーボンニュートラル推進室に到着した日を提出日とします。ただし、必要書類が揃っていない場合は受付できません。また、記載内容に不備がある場合も返送はせず、再度ご提出いただきます。なお、予算額に達した後に到着したものについては、そのまま返却させていただきます。
- ※受付、審査、交付決定まで3週間程度かかる場合があります。

### 添付書類について

#### 【補助金申請時】

- ・購入自転車の領収書は、必要な額の印紙が貼付され、購入日、申請者氏名、品名、販売店名が記載されたもので、車両本体価格が記載されているものとします。
- ・購入自転車の写真は、鮮明なカラー写真で、購入自転車全体が確認できるものとします。
- ・購入自転車のメーカー保証書は、型番、車体番号、車名等が明記されており、補助対象自転車であることが確認できるものとします。
- ・市内在住の確認のため、住民票の写し(コピー不可、発行後3か月以内のもの)が必要です。
- ※個人情報確認同意書の提出で省略が可能
- ・市税の滞納がないことがわかる書類の原本として、当該年度の納税証明書の原本(発行後1か月以内のもの)、もしくは軽自動車税納税証明書及び過去5年分の非課税証明書、資産証明書(資産なし証明書)などが必要です。
- ※個人情報確認同意書の提出で省略が可能

#### 【補助金請求時】

- ・口座振替依頼書(市が定める様式)
- ※口座振替依頼書に記載した口座に補助金が振り込まれます。
- ※審査や振込手続きにおおむね1か月程度の期間を要します。
- ※内容を審査し、市税の滞納等、要件を満たさない場合は交付決定が取り消される場合があります。

### 書類作成時の注意点

- ・個人情報確認同意書に押印する印鑑は認印でかまいません。ただし、ゴム製や合成樹脂等の変形しやすい印鑑(シャチハタ等)は使用できません。
- ・書類記載にあたっては、鉛筆書きや消えるボールペン等は使用不可です。